

【声 明】

直ちに生活保護基準を大幅に引き上げることを求める

2025年3月31日

全国生活と健康を守る会連合会（略称 全生連）

会 長 吉田 松雄

東京都新宿区新宿 5-12-15 KATOビル 3 階

TEL 03 (3354) 7431 FAX 03 (3354) 7435

国は、2013年から15年にかけて、デフレによる物価下落を理由に、生活保護の生活扶助費を平均6・5%、最大10%の大幅な引き下げを強行しました。これに対し、全生連の会員700名を含む1000名の原告が、生活保護基準引き下げ処分取り消し訴訟を、全国29地裁（31件）へ提起しました。

裁判は3月28日現在、原告側が高裁で6勝4敗、地裁は19勝11敗。23年以降では原告21勝6敗であり、もはや原告勝訴は動かし難いものとなりました。

国は引き下げにあたって、物価下落を4・78%と過大に設定したばかりか、専門家の意見を聞いていませんでした。裁判所は国のこのようなやり方について、統計等との合理的関連性を欠き専門的知見との整合性がなく、生活保護法違反であると断じました。国が「物価偽装」をしてまで基準引き下げを強行した背景には、「生活保護1割削減」を公約した安倍晋三政権の圧力と、国・厚生労働省の忖度があったことは明らかです。

原告の生活は、「バランスの取れた食事が摂れずに体重が3キロも減った」「理由をつけて冠婚葬祭に欠席している」「入浴回数を減らし、体臭を気にする毎日」など、長期にわたって生存権が侵害され続けており、もはや放置することは許されません。

そこで私たちは、国、厚生労働省に対し、次のことを強く要求します。

①直ちに原告勝訴判決を受け入れ、生活保護利用者へ真摯に謝罪し、基準を引き下げ前の2012年時に戻すこと。②近年の物価高騰に見合う10%以上の大幅な基準引き上げを行うこと。③次回基準改訂は、際限のない基準引き下げを招く第1・十分位（所得階層を十等分して一番低い層）との消費支出を比較する手法は改め、「健康で文化的な生活」水準を保障することのできる新たな方法で行うこと。

全生連は、裁判の到達点に確信を持ち、「低所得者を中心とする地域住民の組織」として、全国400地域で活動する生活と健康を守る会の総力を発揮して最高裁宛ての署名収集と私たちの要求への支持を広げる活動に奮闘するものです。

以 上